盛岡市立地適正化計画の変更素案について(概要版)

1 趣旨

令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めるため、立地適正化計画の中に都市の防災に関する機能を確保するための「防災指針」を定めることが位置付けられている。

このことから、令和2年3月に当初策定(令和3年3月、第1回変更)した「盛岡市立地適正 化計画」に「防災指針編」を追加する変更素案を作成したものである。

2 変更素案の主な内容

(1) 防災指針編を本編に追加

ア 誘導区域等で想定される自然災害の災害リスクを分析し、課題を整理する。

災害種別	ハザード情報等	出典等
洪水	洪水浸水想定区域(想定最大規模) 洪水浸水想定区域(計画規模) 洪水浸水想定区域(浸水継続時間) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・ 河岸侵食)	洪水浸水想定区域図 国土交通省管理河川(北上川、雫石川、中津川) 岩手県管理河川(北上川、松川、築川、木賊川、諸葛川、芋沢川、中津川)
雨水出水 (内水)	雨水出水(内水)浸水想定区域	盛岡市内水ハザードマップ (盛岡駅 周辺及び合流式下水道区域)
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 (レッド) 土砂災害警戒区域 (イエロー)	土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒 区域等(岩手県)
火山噴火	火砕流、溶岩流、火山泥流等	岩手山火山防災マップ
その他	大規模盛土造成地 地震災害(震度分布)	盛岡市大規模盛土造成地マップ 盛岡市地域防災計画(震災対策編) 等

- イ 課題を踏まえた取組方針及び誘導区域等のあり方等を定める。
- ウ 取組方針に基づく具体的な対策(※)及び目標値を設定する。
 - (※) ハード対策、ソフト対策、土地利用対策
- (2) 誘導区域等の見直し

ア 気候変動による水害の激甚化・頻発化に対応するため、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、 河岸侵食)(※)が含まれるエリアを誘導区域等から除外する。

- (※) 想定最大規模の降雨(年超過確率 1/1000 の降雨規模)に伴う洪水により北上川等が 氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションし、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の 発生や河岸の侵食が想定される区域
- イ 誘導区域等から除外せずに、居住誘導を行う地域(中心市街地、仙北地域、南大通地域) は、人的被害の回避が確実に行われるようソフト対策を強化し、ハード対策及び土地利用対 策の面から、官民一体となり、災害に強いまちづくりに取組むものとする。

(3) 誘導区域等の見直し地域

居住誘導区域に設定しない区域は、下図の①~⑧のとおりとする。また、中心拠点(中心) の一部を都市機能誘導区域に設定しない。

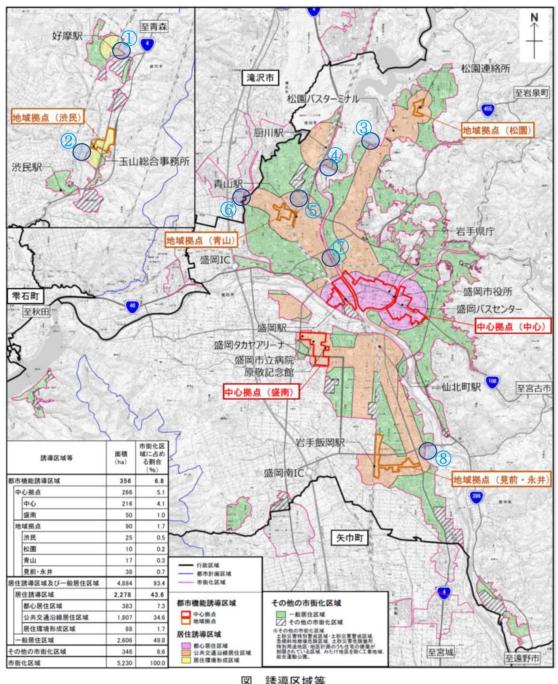
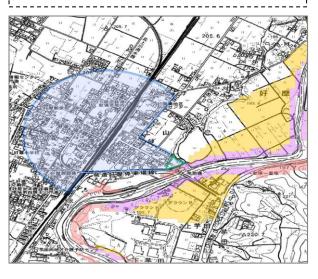


図 誘導区域等

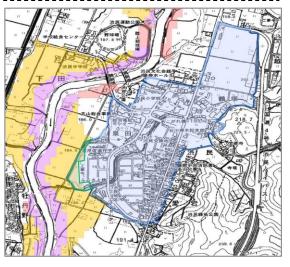
ア 居住誘導区域に設定しない地域

除外地域	氾濫流	河岸侵食
① 好摩上山付近(芋田橋上流_北上川右岸)		0
② 渋民泉田付近(鶴飼橋下流_北上川右岸)	0	
③ 岩脇町付近(北上川左岸)	0	0
④ 厨川二丁目付近(三馬橋下流_北上川右岸)	0	0
⑤ 上堂二丁目、三丁目、四丁目付近(北大橋上流_北上川右		0
岸、木賊川両岸)		O
⑥ 西青山三丁目 (諸葛川下流_諸葛川左岸)		0
⑦ 前九年一丁目から夕顔瀬町まで(北上川右岸)	0	0
⑧ 三本柳 5 地割、7 地割地内(都南大橋下流_北上川右岸)	0	

①好摩上山付近 (芋田橋上流_北上川右岸)

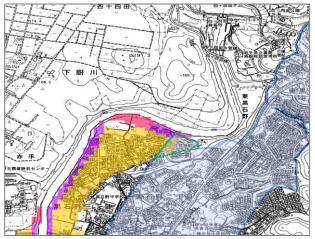


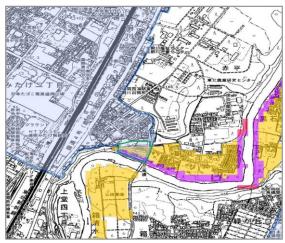
②渋民泉田付近 (鶴飼橋下流_北上川左岸)



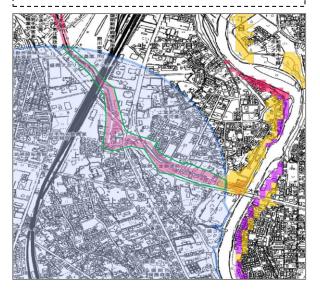
③岩脇町付近 (北上川左岸)

④厨川二丁目付近 (三馬橋下流_北上川右岸)

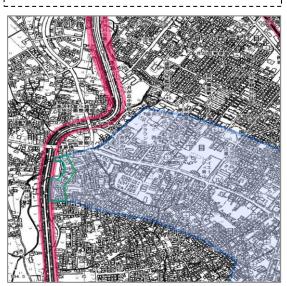




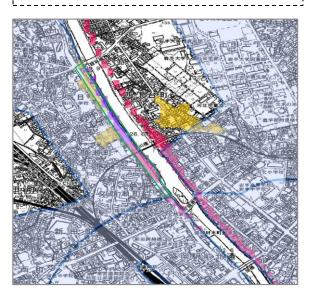
⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近 (北大橋上流_北上川右岸、木賊川両岸)



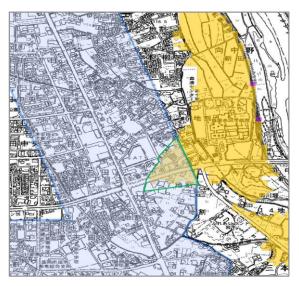
⑥西青山三丁目 (諸葛川下流_諸葛川左岸)



⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで (北上川右岸)



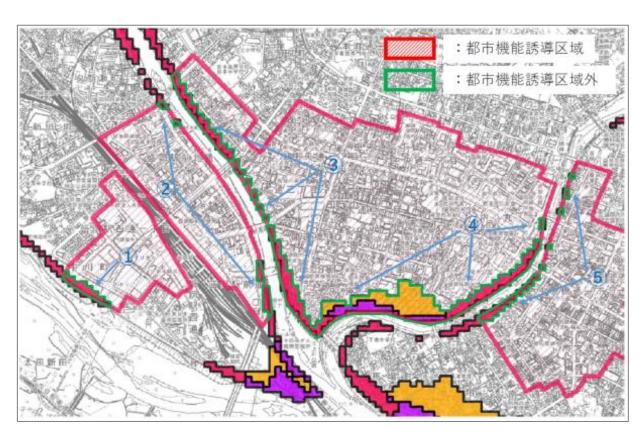
⑧三本柳 5 地割、 7 地割地内 (都南大橋下流_北上川右岸)



居住誘導区域 河岸侵食 氾濫流 河岸侵食·氾濫流 ■ 居住誘導区域外

イ 都市機能誘導区域に設定しない地域

除外地域(中心市街地)	氾濫流	河岸侵食
① 盛岡駅西通一丁目、二丁目付近(雫石川左岸)		0
② 盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近(夕顔瀬橋下流_北上川右		\circ
岸)		
③ 材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近(夕顔瀬橋下		
流_北上川左岸、与の字橋下流_中津川右岸)		O
④ 内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近(与の字橋下流_中津		
川右岸)		O
⑤ 紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近(上の橋下流_中津川		
左岸)		O





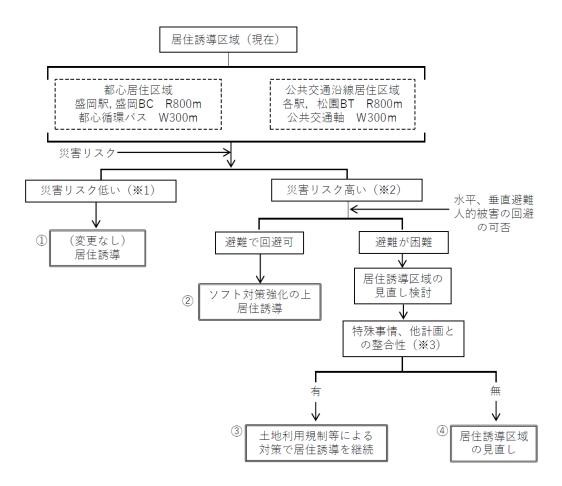
3 防災指針の取組方針

(1) 基本的な考え方

災害リスクを踏まえた居住誘導区域の妥当性を検討するにあたり、基本的な考え方を次のと おりとし、居住誘導の設定の妥当性をフローにより判定する。

- ・居住誘導区域の検討における災害リスクは、主に人的被害を対象とします。 なお、物的被害等は、被害を受けた場合に人的被害を回避できるか否かを検証する視点 で整理を行うものとします。
- ・計画規模L1の降雨は、150年確率であり、洪水災害リスクに対しては、「北上川水系流域 治水プロジェクト」の流域治水の取り組みにより回避が可能です。
- ・想定最大規模L2の降雨は、1,000年に1回程度とL1に比して著しく低頻度ですが、ひとた び災害が発生した場合には、甚大な被害が発生するおそれがあり、避難を確実に行うこ とが可能であるかという視点で居住誘導区域の設定の妥当性を判定します。
- ・現状において確実な避難が困難な場合は、居住誘導区域に設定しないことを原則とします。ただし、L2の発生頻度と本計画の計画期間とのギャップや地域特性等を考慮しながら、居住誘導区域に設定しないことが適切でない区域については、土地利用規制等の対策を講じた上で居住誘導区域とするものとします。

【防災指針における居住誘導区域の妥当性の判定フロー】



(※1)

・L1、L2 (浸水深h=3.0m未満) の水災害リスク

(**※**2)

・L2 (浸水深 h = 3.0 m以上)、継続時間 (72時間以上)、氾濫流、河岸侵食の水災害リスク

(3)

- ・居住誘導すべき特殊事情(地域固有性の保全)
- ・他計画との整合から区域に含める事情(景観計画、区域マスタープラン等の交通結節点(鉄道駅))

【判定により選定される主な居住誘導の地域】

- ①:中心市街地(本町通・長田町地区、城西町地区、夕顔瀬町地区)、仙北地域(向中野二丁目地区)等
- ②:中心市街地(①地域以外)、南大通地域(清水町)
- ③:南大通地域(鉈屋町)、仙北地域(①地域以外)
- ④:好摩地域、岩脇町、厨川地域、上堂地域、西青山地域、前九年~夕顔瀬町地域の河岸 侵食等エリア

(2) 基本方針

災害リスク等に対する居住誘導区域及び都市機能誘導区域のあり方を次表のとおりとし、L2 の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸侵食)に含まれる地域は、原則として居住誘導区域に設定しないこととし、今後は、新たな居住を制限することとする。既に居住している地域においては、盛岡市地域防災計画に基づき、避難を主とした対策により、引き続き人的被害の回避に取り組むものとする。

災害	種別		種別 居住誘導区域のあり方	
洪	計画規模 L1		人的被害の回避対策等	・都市機能誘導施設の防
水	想	浸水深0~3m未満	に取り組み、居住誘導区	水化や居住用建築物等
	定定		域に含めます。	の浸水対策等に取り組
	是最	浸水深3m~5m未	人的被害の回避対策等	み、都市機能誘導区域に
	大	満(浸水継続時間72時	に取り組み、ソフト及び	含めます。
	規	間超含む)	ハード対策等により災	
	模	浸水深 5 m以上	害への「備え」を強化し、	
	1英 L2	※居住誘導区域にお	居住誘導区域に含めま	
	LZ	いては浸水深10m以	す。	

災害	種別	居住誘導区域のあり方	都市機能誘導区域のあり方
	上なし(浸水継続時間		
	72時間超含む)		
	家屋倒壊等氾濫区域	・現状において確実な避	・公共投資の効率化の観
	【氾濫流】	難が困難な場合は、人的	点から新たな都市機能
	家屋倒壊等氾濫区域	被害を回避する視点か	誘導施設の誘導を行わ
	【河岸侵食】	ら、居住誘導区域に設定	ないものとし、都市機能
		しません。	誘導区域に設定しませ
		・地域の特性に応じ、将来	ん。
		的にも居住を誘導する	
		ことが必要と判断され	
		る場合は、土地利用規制	
		等による対策により、居	
		住誘導区域に含めます。	
		※地域特性に応じた居住	
		誘導区域の基本方針は、	
		次項(4)のとおり。	
内水	内水浸水想定区域	・人的被害の回避対策等	・都市機能誘導施設の防
///		に取り組み、居住誘導区	水化や居住用建築物等
		域に含めます。	の浸水対策等に取り組
			み、都市機能誘導区域
			に含めます。
火山	融雪型火山泥流	人的被害の回避対策等に	
噴火		取り組み、居住誘導区域	_
		に含めます。	
その	大規模盛土造成地	・人的被害の回避対策等	・人的被害の回避対策等
他		に取り組み、居住誘導区	に取り組み、都市機能
		域に含めます。	誘導区域に含めます。
	地震	人的被害の回避対策等	・人的被害の回避等に取
		に取り組み、居住誘導	り組み、都市機能誘導
		区域に含めます。	区域に含めます。

(3) 取組方針

防災指針における基本的な考え方に基づき、居住誘導区域における被害を回避し、適切な防 災・減災対策を推進するため、災害リスクに対する取組方針を次のとおり設定する。

災害		種別	取組方針
洪	計画	可規模 L1	・「北上川水系流域治水プロジェクト」による流域治水の取
水			り組みにより、居住誘導区域における安全対策を推進し
			ます。
			・「北上川上流ダム再生及び堤防整備等」の実施により水災
			害リスクが低減する整備効果が見込まれるが、整備には
			中長期の期間を要するため、盛岡市地域防災計画と連携
			し、避難を主とした対策を実施します。
	想	浸水深 0 ~ 3 m	・L1と同様に、「北上川水系流域治水プロジェクト」による
	定	未満	流域治水の取り組みにより、居住誘導区域における安全
	最		対策を推進します。
	大		・盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策によ
	規		り、人的被害を回避します。
	模	浸水深3m~5	・「北上川水系流域治水プロジェクト」による流域治水の取
	L2	m未満(浸水継続	り組みや、盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とし
		時間72時間超含	た対策や非常時の備蓄を増強します。
		ts)	・地域の状況により、建築物や都市機能の被害が大きくな
		浸水深5m以上	る可能性があり、建築物等の浸水防止、浸水対策等の推
		※居住誘導区域	進により被害を低減します。
		においては浸水	・居住誘導区域は、盛岡市地域防災計画における避難等の
		深10m以上なし	ソフト対策の強化とともに、そのソフト対策が効果的に
		(浸水継続時間	発揮される避難路の整備等のハード対策を強化します。
		72時間超含む)	
		家屋倒壊等氾濫	・氾濫流により木造建築物が倒壊し、河岸侵食では建築構
		区域【氾濫流】	造に関わらず倒壊するため、建築物や都市機能の被害が
		家屋倒壊等氾濫	甚大となり、復旧までに時間を要するため、建築物等の
		区域【河岸侵食】	浸水防止、浸水対策等の推進により被害を低減します。
			・居住誘導区域は、盛岡市地域防災計画における避難等の
			ソフト対策の強化とともに、そのソフト対策が効果的に
			発揮される避難路の整備等のハード対策を強化します。

災害	種別	取組方針
内	内水浸水想定区域	・「北上川水系流域治水プロジェクト」による流域治水の取
水		り組みにより、居住誘導区域における安全対策を推進し
		ます。
		・「北上川上流ダム再生及び堤防整備等」の実施により水災
		害リスクが低減する整備効果が見込まれるが、整備には
		中長期の期間を要するため、盛岡市地域防災計画と連携
		し、避難を主とした対策を実施します。
火山	融雪型火山泥流	・盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策によ
噴火		り、人的被害を回避します。
人		
その	大規模盛土造成地	・大規模盛土造成地の滑動崩落の防止・軽減の事前対策の
他		ため、 宅地耐震化推進事業として、第一次スクリーニン
		グ調査(平成27年度から平成29年度まで)の実施により
		抽出した70箇所のうち、居住誘導区域内14箇所は、優先
		的に第二次スクリーニング調査を進め、早期に安全性を
		確認します。
	地震	・盛岡市地域防災計画と連携し、避難を主とした対策等に
		より被害を最小減に軽減し、人的被害を回避します。

(4) 地域特性による居住誘導区域の基本方針

「居住誘導区域に設定しない地域(除外区域)」以外の地域においては、主要な都市機能の集積状況の高さ、まち並みの歴史性、交通結節点としての拠点性を考慮する必要があるため、次の3地域は、L2の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸侵食)が含まれる地域の特性を個別に整理し、居住誘導区域のあり方を検討し、都市の重要性が高い地域特性等があることから、河岸侵食の危険性の周知徹底を図り、当該地域における人的被害を回避することにより、引き続き居住誘導区域とする。

地域	居住誘導区域の基本方針
中心市街地	商業、業務等の機能を集約した地域で、公共交通の利便が高く、高密度な
	人口集積の維持を図るものとして、都市の重要性が非常に高い地域。
仙北地域	鉄道駅周辺での都市的土地利用が進み、公共交通の利便が高く、高密度な
	人口集積の維持を図るものとして、都市機能上、重要な地域。
南大通地域	中心市街地と仙北地域を結ぶ都市的土地利用であり、公共交通の利便が高
	く、高密度な人口集積の維持を図るものとして、都市の重要性が高い地域。

4 防災まちづくりの対策と目標値

(1) 対策

ア 基本対策

既往最大降雨(概ね 150年に1回程度)などに対する浸水被害の低減、回避や想定最大規模(概ね1,000年に1回程度)の降雨規模等に対する人的被害の防止等に向け、上記 3 (3)の取組方針等に基づき、災害種別ごとの具体的な対策及び実施時期の目標等を位置付け、ハード対策及びソフト対策の両面から官民一体となって更なる災害に強いまちづくりに取り組むものとする。

盛岡市地域防災計画における災害リスクを踏まえた事前対策や災害時においての取組(ソフト対策)が効果的に発揮されるよう、防災指針では次表のとおりの対策に取り組むものとする。また、盛岡市地域防災計画「第8節 都市防災計画」や「第13節 風水害予防計画」で示されるハード対策の取組は、北上川流域治水流域治水プロジェクトでの取組と合わせ、防災指針における具体的な対策として、防災まちづくりに向けた居住誘導区域における各地区別の対策を整理する。

	N
盛岡市地域防災計画(本編)	盛岡市立地適正化計画(防災指針)
・市民等へ災害リスクの周知に取り組みま	・3 D都市モデルの構築により災害リスクの
す。	可視化を行い、市民等への周知を行い更な
	る防災、減災まちづくりに取り組みます。
・災害時に広域避難や緊急輸送等を実施で	・居住誘導区域内における緊急輸送道路の整
きるようあらかじめ緊急輸送道路を指	備に係る対策に取り組みます。(広域避難
定し、物資の輸送に当たっては緊急輸送	を促進するための都市計画道路の整備)
ネットワークの形成を図ります。	
・要配慮者の安全確保を図る体制づくりと	・居住誘導区域内において、避難計画が効果
して、避難行動要支援者の名簿作成、個	的に発揮されるように、徒歩での避難がし
別避難計画作成の支援を行います。	やすい避難ルートや空間の確保に係る対
	策に取り組みます。(道路拡幅等による避
	難路の整備、都市公園の整備等)
・災害時においても、安全で円滑な交通手	・居住誘導区域内において、「もりおか交通戦
段として公共交通機関の確保に取り組	略」の公共交通軸路線の整備を促進し、交
みます。	通の確保に取り組みます。(県道の4車線
	化整備等)
・関係者が協働して流域治水を推進し、	・河岸侵食エリアを居住誘導区域に設定しな
風水害に強いまちづくりに取り組みま	いことや居住誘導区域内の氾濫流エリア

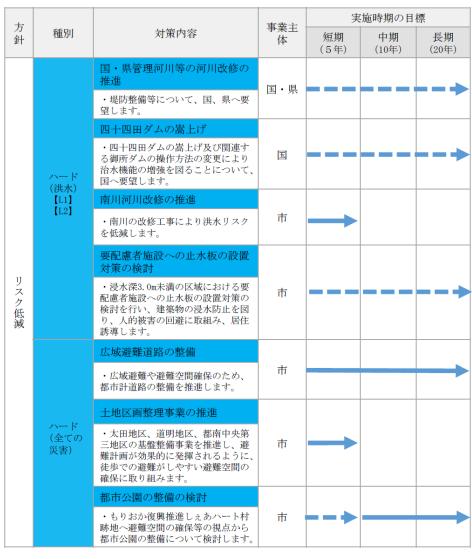
盛岡市地域防災計画 (本編)	盛岡市立地適正化計画(防災指針)
す。	における土地利用規制、洪水浸水想定区域
	内での建築物等の浸水防止を図る観点か
	ら建築制限等の検討を行い、人的被害の回
	避に取り組みます。

イ 地区別による種別ごとの対策

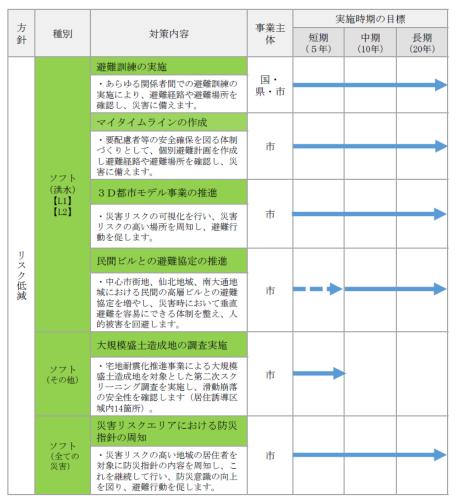
居住誘導区域を対象とする防災まちづくりに向けた対策は、玉山地区、盛岡地域の西地区、 中央地区、東地区、南地区の5地区別に、ハード対策、ソフト対策、土地利用対策の種別に より、具体的な対策及び実施時期の目標を位置付ける。

なお、ハード、ソフト、土地利用の各種別の対策内容、事業主体及び実施時期の目標は、 次表のとおり。

【ハード対策】



【ソフト対策】



—— 実施 --→検討

【土地利用対策】

方			事業主	実施時期の目標		
針	*用 / T	対策内容	体	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
		都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵 食)を都市機能誘導区域に設定しな いこととします。				
		居住誘導区域の見直し				
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵 食、氾濫流)を居住誘導区域に設定 しないこととします。 (中心市街地、 仙北地域、南大通地域を除く)	市	本改訂と あわせて実 施		
IJ	土地利用 (洪水) 【L2】	土地利用制限の検討				
スク回避		・氾濫流エリアにおける地区計画の 策定、用途地域の変更等の土地利用 制限について検討し、建築物等の強 靭化を図ることにより人的被害の回 避に取組み、居住誘導します。	市			+
		建築物等の浸水防止策、建築制 限の検討				
		・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定 区域内において、災害時において垂 直避難を容易にできるよう、地区計 画の策定や建築物の浸水防止策等に ついて検討し、建築物の強靭化を図 ることにより、人的被害の回避に取 組み、居住誘導します。	市			+

(2) 目標値

防災まちづくりに関する対策の計画的な進捗に取り組み、適正な進行管理を図るため、評価 指標と目標値を定める。評価指標については、盛岡市立地適正化計画における居住や都市機能 の誘導等に係る指標と合わせて概ね5年ごとに評価を行うとともに、必要に応じて対策等の見 直しする。

ア 目標① 居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率(%)及び継続 実施

居住誘導区域のうち、ミクロ分析により抽出した浸水継続時間24時間(1日間)以上が想定され、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸侵食)が想定されるような災害リスクの高い地域の全居住者を対象とし、防災指針や防災情報等の内容を周知するチラシ等を全戸配布(転入者含む)するとともに、これを継続して行うことで、居住誘導区域内で取り組む防災対策等の認知度及び防災意識の向上を図り、人的被害を確実に回避することを目標とする。

377 /TT +1/4 77 7	令和3年	令和7年	令和17年	
評価指標	(2021年)	(2025年)	(2035年)	
居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおけ	0.9/	1000/	1000/	
る防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施	0 %	100%	100%	

イ 目標② 居住誘導区域の都市計画道路の整備率(%)

災害時において避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難 空間を確保し、広域避難を促進するため、居住誘導区域内の都市計画道路の整備を図る ことを目標とする。

評価指標	令和3年	令和7年	令和17年
	(2021年)	(2025年)	(2035年)
居住誘導区域の都市計画道路の整備率(%)	79.8%	81.5%	83. 4%